

高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業公募型プロポーザル 審査要領

高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県立幡多けんみん病院床頭台等運営事業公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は300点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。また、すべての審査委員が審査した結果を合計した点数を総合得点とします。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 経済性 | (120点) |
| (2) メンテナンス | (100点) |
| (3) 機能性 | (80点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時及び場所
令和6年1月中旬(予定)
場所：高知県立幡多けんみん病院 3階 大会議室
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は1者20分とします。
 - ② 後日、参加者には日時、場所、順番等を別途お知らせします。
 - ③ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、総合得点の高い順に随意契約の相手方となる候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、次の順番で「経済性」を比較し、利用料が安価な者から順に候補者と次点者を決定します。
 - ① テレビの利用料
 - ② 冷蔵庫の利用料
 - ③ ランドリ(洗濯機)の利用料
 - ④ ランドリ(衣類乾燥機)の利用料
 - ⑤ イヤホンの販売料